

岐阜県公報

第二百七十九号
令和四年三月四日
(金曜日)

目次

規則

○岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則の一部を改正する規則
(環境管理課) 一〇三^{ページ}

人事委員会規則

○岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則
(人事委員会) 一〇五

告示

○保安林の解除をしようとする旨の通知

○道路の供用開始

○飛騨川圏域河川整備計画の変更

公示

○県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定

(農地整備課) 一〇六

規則

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十一号

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則(平成二十二年岐阜県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「温室効果ガス排出削減計画書は」の下に「当該計画書を提出する日の属する年度から三箇年度(以下「削減計画期間」という。)を対象とし」を加え、「計画期間の初年度の六月末日」を「削減計画期間の初年度の七月末日」に改め、同条第二項第三号中「計画期間」を「削減計画期間」に改め、同項第四号を第八号とし、第三号の次に次の四号を加える。

四 推進体制

五 中長期的な温室効果ガス削減目標

六 エネルギー使用の状況

七 先進的対策の計画

第七条中「計画期間の各年度の翌年度の六月末日」を「削減計画期間の各年度の翌年度の七月末日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(温室効果ガス排出削減計画書等の評価結果の公表の方法)

第七条の二 条例第十五条第二項の規定による公表は、次に掲げる事項を県が開設する

インターネットのホームページに掲載して行う。

一 知事が別に定める評価基準に従い、温室効果ガスの排出の抑制に関する取組の状況等が優れていると知事が認めた温室効果ガス排出削減計画書、変更後の温室効果ガス排出削減計画書又は温室効果ガス排出削減計画実績報告書（温室効果ガス排出削減計画実績報告書にあっては、削減計画期間の最終年度に係るものに限る。）を提出した事業者の氏名（法人にあっては、その名称）を

二 その他知事が必要と認める事項

第十一条第一項及び第十二条中「六月末日」を「七月末日」に改める。

別記第一号様式中

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則 第5条に規定する特定事業者 の要件	第1号に該当する者
	第2号イに該当する者
	第2号ロに該当する者
	第3号イに該当する者
	第3号ロに該当する者
	第3号ハに該当する者
	第4号に該当する者

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則 第5条に規定する特定事業者 の要件	第1号に該当する者	第2号イに該当する者
	第2号ロに該当する者	第3号イに該当する者
	第3号ロに該当する者	第3号ハに該当する者
	第4号に該当する者	

計画期間	
------	--

削減計画期間	
推進体制	
中長期的な温室効果ガス削減目標	

温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置及び達成すべき目標	
----------------------------------	--

温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置及び達成すべき目標	
エネルギー使用の状況	
先進的対策の計画	

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則
第5条に規定する特定事業者
の要件

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則 第5条に規定する特定事業者 の要件	第1号に該当する者
	第2号イに該当する者
	第2号ロに該当する者
	第3号イに該当する者
	第3号ロに該当する者
	第3号ハに該当する者
	第4号に該当する者

第1号に該当する者	第2号イに該当する者
-----------	------------

岐阜県告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年三月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）
一般国道	三百六十一号	高山市高根町中之宿字深山口 一二九番一地从先から 同 市同 町同 字踊場一 一六番一地从先まで	二七・三	令和 四・三・四	平成 二六・二・三

岐阜県告示第八十九号

飛騨川圏域河川整備計画を変更したので、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第七項において準用する同条第六項の規定により告示する。

なお、当該河川整備計画は、岐阜県県土整備部河川課、岐阜県郡上土木事務所、岐阜県可茂土木事務所、岐阜県恵那土木事務所、岐阜県下呂土木事務所及び岐阜県高山土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

公 示

○県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の緊急耐震工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急耐震工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
松 本 地 区	中 津 川 市 役 所	令和 四・三・四から 同 四・四・四まで

令和四年三月四日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三一 岐阜文芸社